

木曾三川下流部における  
不法係留船対策に係る計画（第2次）

平成30年2月20日

国土交通省中部地方整備局  
木曾三川下流部船舶対策協議会

## 目 次

### I. 不法係留船対策における現状と課題

1. 第1次計画の策定
2. 重点的撤去区域等における不法係留船対策
3. 変形護岸の維持管理
4. 恒久的係留・保管施設
5. 河川法施行令の改正

### II. 不法係留船対策に係る基本的事項

1. 目的
2. 対象期間
3. 対象区域

### III. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 全般的事項
2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策
3. 変形護岸の適正な維持管理
4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用
5. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

### IV. 不法係留船対策に係る年次計画

1. 重点的撤去区域の設定状況
2. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

# I. 不法係留船対策における現状と課題

## 1. 第1次計画の策定

河川区域内の不法係留船は、洪水の流下の阻害、護岸への係留杭設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、河川工事の実施の支障等の治水上の支障(写真1参照)のほか、油漏れによる水質事故の発生、一般公衆の自由使用の妨げ、景観の阻害等さまざまな面で河川管理上の支障を引き起こしていた。



係留杭の設置による護岸損傷



出水による船舶の転覆

写真1 治水上の支障

河川管理者としては、撤去指導をはじめとする強制的撤去措置等の対策(写真2参照)を鋭意講じてきたが、不法係留船の数が多く、また係留場所も多数散在しているため、全ての不法係留船を同時に強制的な撤去措置を実施することが困難であることから、実効性ある対策を計画的かつ段階的に講ずる必要があった。



下坂手変形護岸

松之木変形護岸

写真2 強制的撤去措置の状況

そのため、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 2 月 12 日 建設省河川局長通達）に基づき、学識経験者、河川管理者、地方公共団体、警察機関等からなる、木曾三川下流部船舶対策協議会（以下、「協議会」という。）を平成 20 年 2 月に設置した。

その上で、木曾川水系河川整備計画や水面利用ルール等と整合を図り、木曾三川下流部の水面利用の経緯及び現状を踏まえた、自然環境と調和の取れた安全で快適な河川利用の推進を図るために、平成 23～27 年度までを対象期間とした「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」（以下、「第 1 次計画」という。）を、協議会の意見を聴きつつ平成 23 年 6 月に策定した。（図 1）

しかしながら、第 1 次計画に定められた対象期間が過ぎた現在でも、強制的な撤去措置等の対策は未だ完了しておらず、同計画の見直しが急務となっている。

## 2. 重点的撤去区域等における不法係留船対策

これまでに、ケレップ水制群、船頭平木曾川水路及び西川地先、油島地先を重点的撤去区域に設定し、ケレップ水制群での強制的撤去措置、暫定係留施設である船頭平の防災船着場の是正措置等により、これまで約 100 隻の不法係留船撤去を行い、対象船舶数の削減に努めてきたが、残念ながら、未だ全面的な解消には至っていない（図 1、表 1、図 2、表 2、図 3 参照）。

現在、不法係留船が存置されている例としては、漁業活動の利便性確保を理由に、変形護岸への移動勧告が拒まれている例や、変形護岸の係留許可を得ながら変形護岸外に係留されている例などがある。

また、第 1 次計画の策定主体は河川管理者であるが、複数県市町村にまたがる木曾三川下流部においては、各自治体をはじめとする関係機関と連携・協力した対策を実施しなければ、例えば、自主的撤去に関して、異なる自治体に存する重点撤去区域間の移動に留まってしまうことがあるなど、抜本的な不法係留船対策としては不十分となる恐れがある。

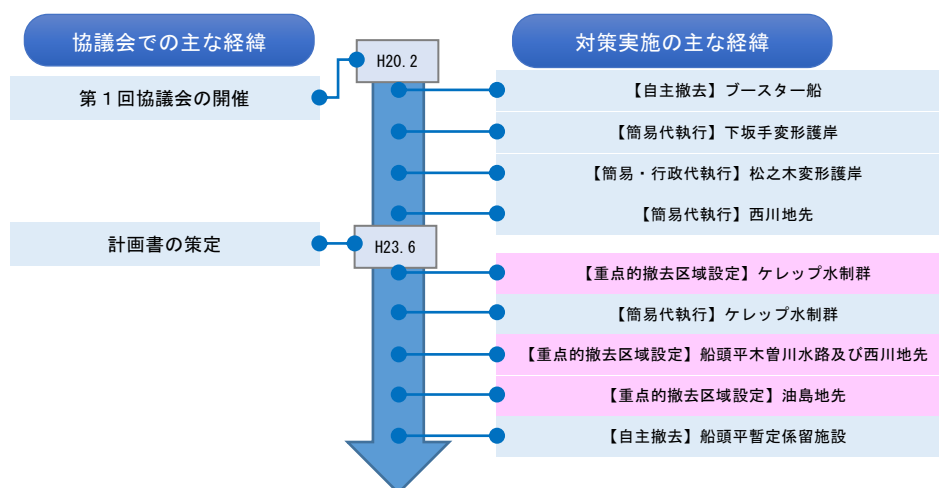


図 1 これまでの対策の経緯

表 1 不法係留船対策と撤去船舶数

実施日	不法係留船対策	対象船舶	隻数
H21.8.10	自主撤去終了	ブースター船	1
H22.3.9～15	簡易代執行	下坂手変形護岸 係留船舶	32
H22.12.7	簡易代執行	松之木変形護岸 係留船舶	9
H22.12.8	行政代執行	松之木変形護岸 係留船舶	7
H23.1.19～20	簡易代執行	西川地先 係留船舶	12
H23.12.7	簡易代執行①	ケレップ水制群内 係留船舶	3
H24.2.1	簡易代執行②	ケレップ水制群内 係留船舶	1
H27.6.4	是正完了	船頭平暫定係留施設 係留船舶	32

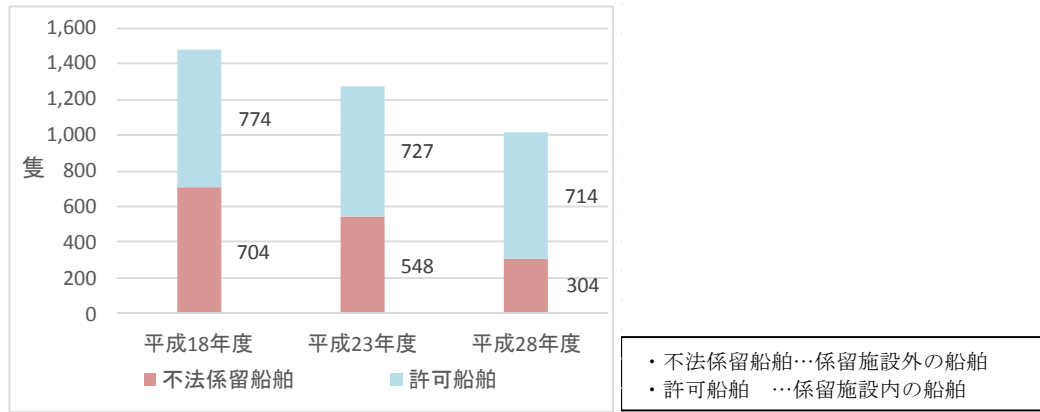
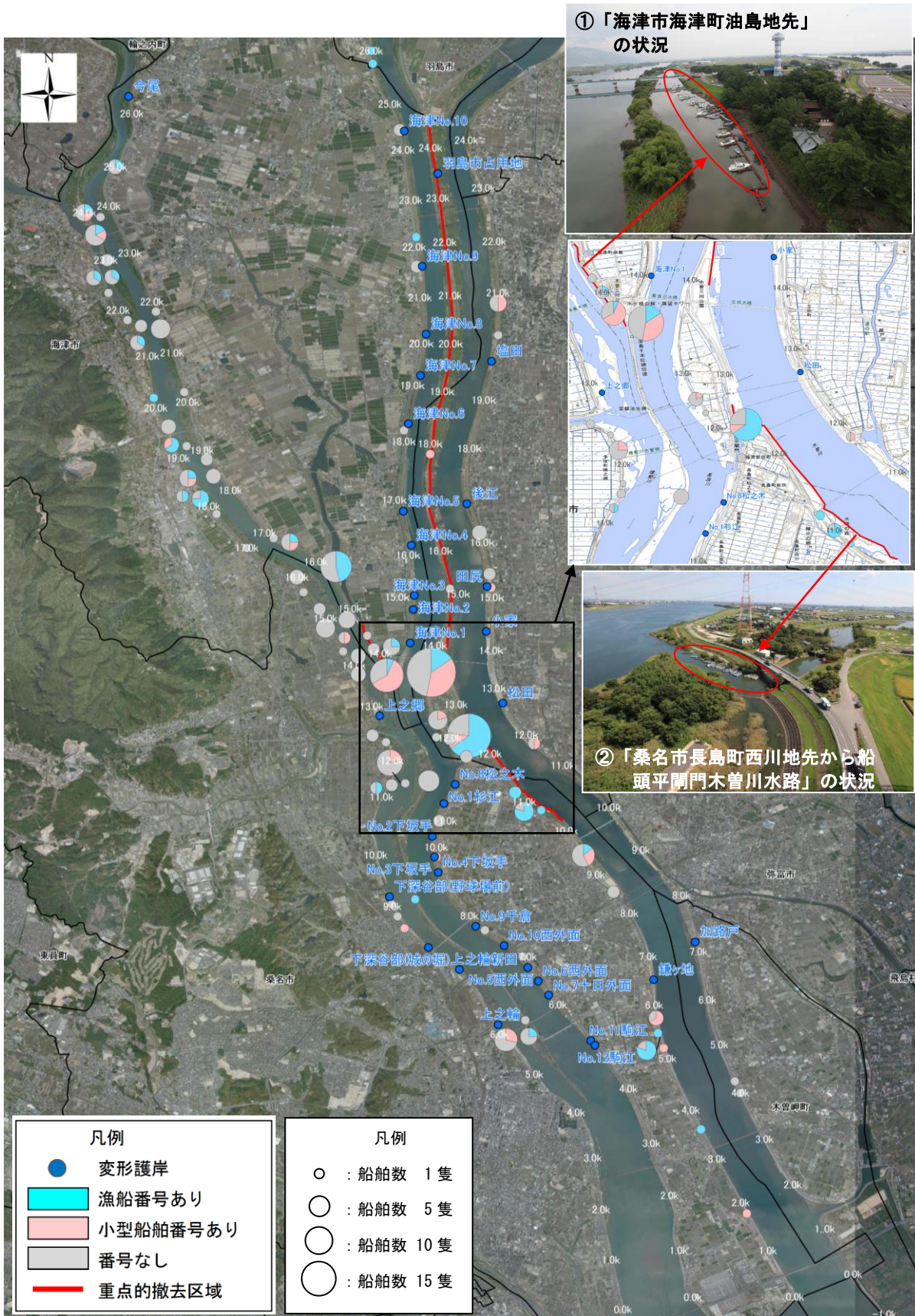


図 2 不法係留船舶数の推移

表 2 不法係留船舶数

区 間				船舶数			
				漁船番号あり	船舶番号あり	番号なし	合計
木曽川	右岸	桑名市	0.0k～11.6k	14	6	9	29
		内、重点的撤去区域内		7	0	1	8
		愛西市	11.6k～19.0k	17	4	7	28
		内、重点的撤去区域内		17	4	6	27
	左岸	海津市	19.0k～24.2k	0	0	0	0
		桑名市	-2.0k～0.4k	0	0	0	0
		木曽岬町	0.4k～8.0k	0	0	2	2
		弥富市	8.0k～10.0k	0	0	0	0
	愛西市	10.0k～22.8k	0	4	10	14	
小 計				31	14	28	73
長良川	右岸	桑名市	5.4k～12.4k	1	0	10	11
		海津市	12.4k～30.2k (25.6k～27.6k除く)	1	0	5	6
		羽島市	25.6k～27.6k	2	0	0	2
	左岸	桑名市	2.8k～11.8k	0	1	4	5
		愛西市	11.8k～18.8k	0	1	9	10
		海津市	18.8k～24.4k	0	0	0	0
小 計				4	2	28	34
揖斐川	右岸	桑名市	-0.6k～16.6k	1	6	44	51
		海津市	16.6～24.8k	13	4	29	46
	左岸	桑名市	-1.0k～12.6k	1	0	0	1
		海津市	12.6k～26.6k	15	22	50	87
		内、重点的撤去区域内		7	21	26	54
小 計				30	32	123	185
多度川	右岸	桑名市	0.2k～2.0k	0	0	2	2
	左岸	桑名市	0.2k～2.0k	1	1	8	10
小 計				1	1	10	12
合 計				66	49	189	304

※平成 28 年 8 月時点



※平成 28 年 8 月時点

図 3 不法係留船の分布状況

### 3. 変形護岸の維持管理

#### (1) 係留許可船舶の管理

第1次計画で示した生業船の定義が曖昧であるため、プレジャーボートとの明確な区別ができていない(図4参照)。そのため、現状では係留許可船舶の定義に合致しているのか不明確な許可船舶や許可のない船舶が存在している。また、漁業従事者の減少や船舶の老朽化等により、現在は係留船を所有していないが、係留する権利のみを保持し続けたいという漁業従事者が存在している。これらにより、占有者が、係留船舶数や変形護岸の空き数等を適正に把握できていない等、係留許可船舶の管理が及んでいない変形護岸も存在している。あわせて、河川工事の支障となった船舶の係留を一時的に認めている変形護岸においては、係留期間を超えても船舶の移動が十分になされていない(写真4参照)とともに、船舶の権利譲渡等の状況が占有者において十分に把握されていない。このような状況であるため、変形護岸の整理集約や占有廃止が進んでいない。

さらに、洪水等の際の係留船舶の避難基準は、はん濫注意水位等とされているが、現実的に退避させることが困難と考えられるような避難計画や、具体的な避難方法・場所が係留施設の維持管理計画書に明記されていない等、洪水時等における十分な安全対策が確保されていない。

#### (ア) 漁船

水産業協同組合法第2条第1項における漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録(漁船法第10条第1項)済みのもの。小型船舶登録に該当する船は登録(小型船舶の登録等に関する法律第6条第1項)済みのもの。漁船及び小型船舶登録や船舶検査に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認めたもの。

図4 第1次計画における変形護岸係留許可船舶についての記載



写真3 変形護岸の施設状況



写真4 一時的に係留を認めている施設状況



## (2) 変形護岸の維持管理

土砂堆積や樹林化の影響で船舶の係留が困難な変形護岸について、維持管理費の負担に関するルールが決まっていないため、係留許可を得ている利用者が、変形護岸外に係留し、不法係留船として取り扱われている場合がある(写真 5 参照)。また、揖斐川中流部においては、不法係留船が多数存在しているとともに、係留施設の収容能力そのものも不足している。



土砂堆積した変形護岸



樹林化した変形護岸

写真 5 変形護岸の状況

漁業従事者の減少等により船舶利用の減少が顕著な変形護岸(特に長良川)においては、水上バイク等の離発着場所となっている箇所もあり、占用目的以外の利用形態となっている(写真 6 参照)。



写真 6 水上バイク利用者による水面利用の状況(長良川)

#### 4. 恒久的係留・保管施設

木曽三川下流部には、プレジャーボートの不法係留船も多数存在しているが、河川管理者や民間活力による新たな恒久的係留・保管施設については、予算等の制約により、具体的な整備予定が立たない状況にある。

また、他水域管理者との連携や情報交換が十分に図られておらず、既存施設の活用に向けた取り組みが効果的に実施されていない(写真 7 参照)。



写真 7 不法係留船（プレジャーボート）の例

#### 5. 河川法施行令の改正

10年間で放置艇をゼロ隻とすることを目標にした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」(H25.5:国土交通省・水産庁)の策定を受け、河川区域における放置艇の撤去を一層強化するため、河川法施行令が平成26年4月に施行された。

改正内容としては、船舶など河川管理者が指定したものを「みだりに捨て又は放置すること」が禁止行為として追加され、罰則適用の対象とするものである。他の河川においては、同施行令に基づいて「船舶」を指定し、放置艇対策を強化している例も見られるが、木曽三川下流部においては、未だその対応がなされていない。

## II. 不法係留船対策に係る基本的事項

### 1. 目的

木曾三川は、流域面積が約 9,100km<sup>2</sup> と非常に広いことから、特に下流部においては洪水時、河川水位の高い状態が長時間継続する傾向があるとともに、伊勢湾の湾奥部に位置していることから、高潮による影響が大きい地形特性を有している。さらに堤内地は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯を有する濃尾平野が広がっていることから、洪水や高潮により氾濫が生じた場合には、広範囲かつ長期にわたる浸水被害が懸念されている。

また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書統合報告書においては、地球温暖化について疑う余地はないことが示されており、温暖化が進行すると、当該地域も、今後さらに洪水や高潮による浸水被害の頻発化・激甚化が懸念されている。

あわせて、今後 30 年以内に M8～9 クラスの大規模地震が南海トラフで発生する確率が 70% 程度と想定されている中、地震に伴う津波によって流出した船舶が河川堤防を乗り越え、堤内地の家屋等を破壊した東日本大震災のような被災事例が、当該地域でも発生する可能性がある。



出典：国土交通省 北上川下流河川事務所 提供

写真 8 東日本大震災での被災事例

従って、洪水時の流下阻害、洪水・高潮・津波による船舶流出による河川管理施設や家屋等への被害、燃料の漏出による水質汚濁、景観の阻害、一般公衆の自由使用の妨げ等、様々な面で河川管理上の支障を引き起こす要因となっている不法係留船について、第 1 次計画に引き続き、関係機関と連携・協力しつつ、効果的な対策を実施するものとする。

具体的な対策については、「木曾川水系河川整備計画 (H20.3 策定)」、平成 34 年度までに放置艇ゼロを達成することを目標とした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画 (H25.5 策定)」及び放置艇に関する禁止・罰則規定を設けた「河川法施行令 (H26.4 施行)」等を踏まえつつ、計画的かつ段階的に不法係留船対策を実施する。

なお、本計画の内容については、対策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、対象期間内であっても、必要に応じ見直しを行う。

## 2. 対象期間

対象期間は、平成 30 年度から 34 年度までの 5 カ年間とする。

## 3. 対象区域

対象区域は木曽川、長良川及び揖斐川の木曽三川下流部（木曽川下流河川事務所管内）とする。

河川名	区域	河川名	区域	河川名	区域
木曽川	左岸 22.8kから-1.8kまで	揖斐川	左岸 26.8kから-1.0kまで	肱江川	左岸 2.0kから0.0kまで
	右岸 24.4kから0.0kまで		右岸 24.8kから-0.6kまで		右岸 2.0kから0.0kまで
長良川	左岸 24.4kから4.0kまで	多度川	左岸 2.0kから0.0kまで		
	右岸 30.2kから4.0kまで		右岸 2.0kから0.0kまで		

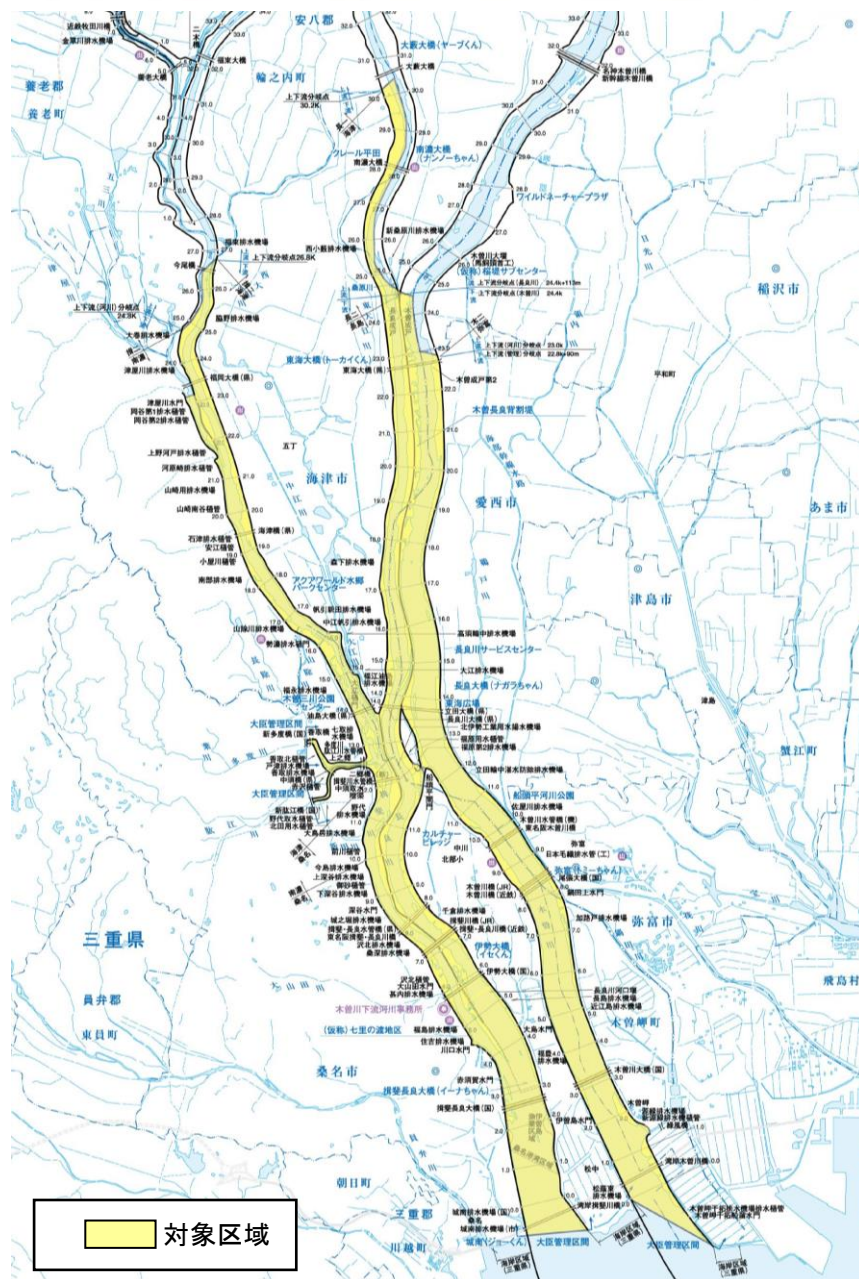


図 5 対象区域

### III. 不法係留船対策に係る実施事項

#### 1. 全般的事項

IIに示した基本的事項を踏まえ、具体的な実施事項を図6に示す。

なお、各実施項目については、協議会の場を活用しつつ、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行うものとする。

また、不法係留船対策の意義や必要性等について地域住民のさらなる理解向上を図るために、インターネット等を活用した広報活動にも積極的に取り組む。

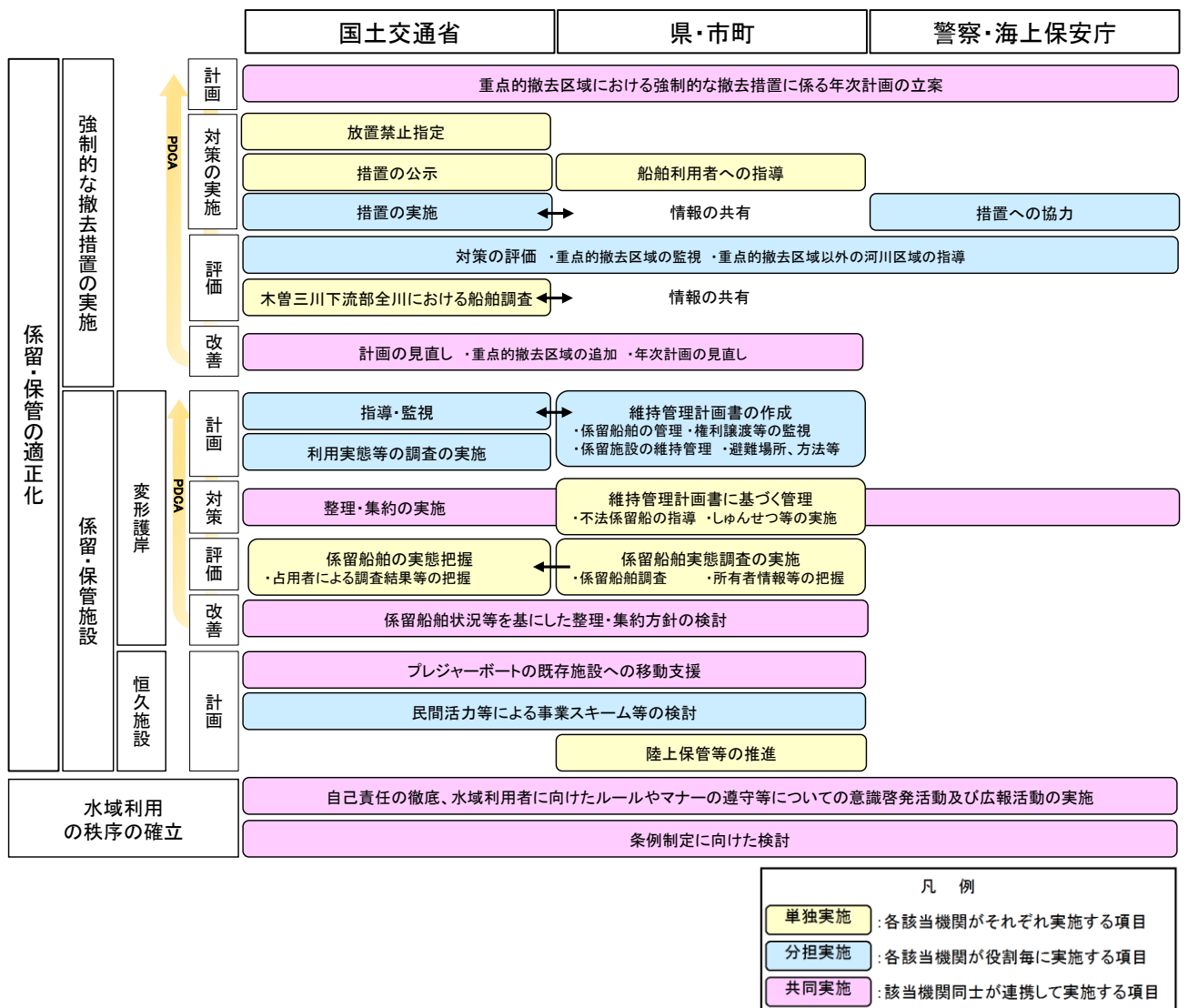


図6 実施事項の概要

## 2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

IVに定める計画に基づき、法第77条の規定に基づく河川監理員の指示等並びに強制的な撤去措置である法第75条に基づく監督処分、簡易代執行及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行を、関係機関と調整の上、重点的に実施する（図7、写真9参照）。

また、代執行後においても、重点的撤去区域について継続的に監視を行う。

最終的には、重点的撤去区域を木曾三川下流部全体に設定することを念頭におきつつ、不法係留船対策を適正に実施するため、洪水・津波・高潮による災害発生時の河川管理施設への被害防止、舟運利用の保全、河川環境の保全等の観点から、順次設定する（写真10参照）。重点的撤去区域以外の河川区域については、法第77条の規定に基づく河川監理員の指示を含めて適切な指導を行うものとする。

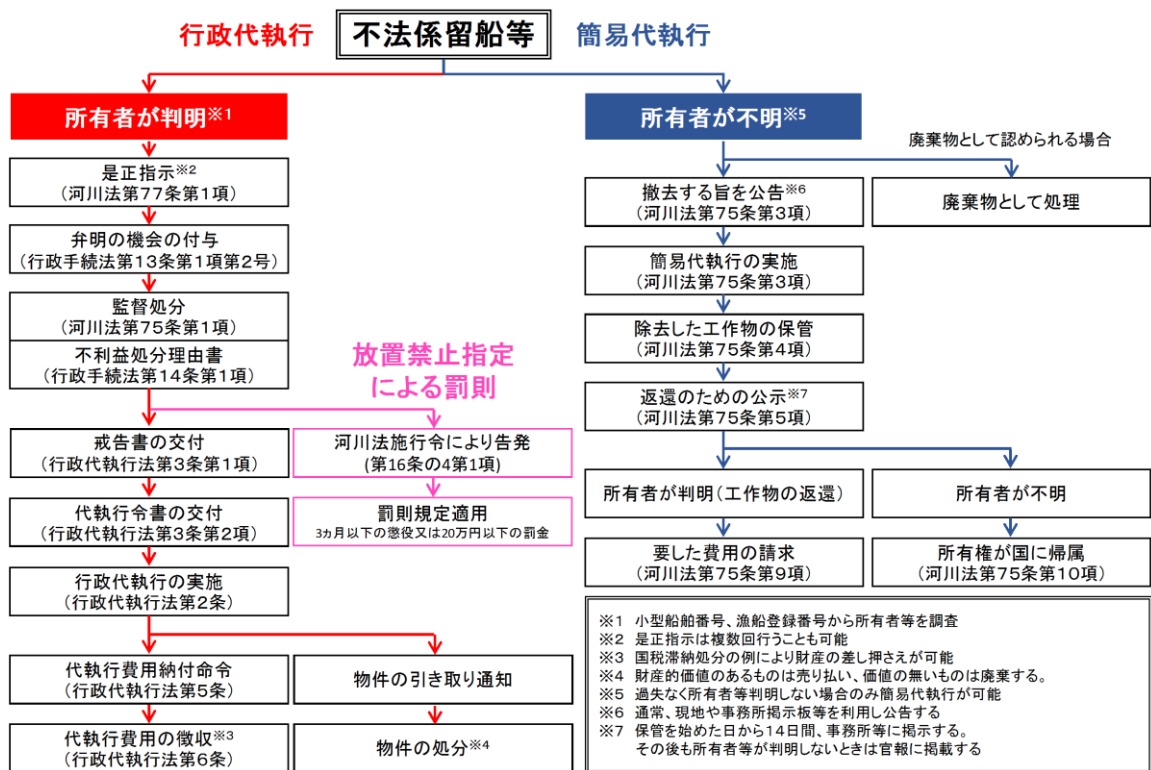


図7 行政代執行・簡易代執行、放置禁止指定による罰則適用の流れ



平成 22 年 下坂手変形護岸



平成 23 年 西川地先

写真 9 代執行の実施



海津市海津町油島地先



桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路

写真 10 重点的撤去区域の船舶係留状況

### 3. 変形護岸の適正な維持管理

#### (1) 係留許可船舶の適正な管理

木曾三川下流部における変形護岸に許可係留できる船舶は、船を利用した生業の維持及び河川管理上の観点から、下記（ア）（イ）に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。船舶管理を実施するために、占有者は連続した番号を船舶に割り振ったナンバープレートの船外への貼付を義務づけ、不明確な船舶の係留をなくし、所有者等を確実に把握する。なお、一定期間の利用実態がない船舶は、係留許可を取り消すものとする。

また、占有者及び河川管理者は、変形護岸における係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・指導・監視するとともに、変形護岸に許可係留している船舶の所有者は、出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、避難方法を維持管理計画書に明記する。

基本的には、不法係留船の所有者は、自助努力によって係留場所を確保しなければならないが、生業船であって下記（ア）（イ）に合致し、「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」は、整理集約後の変形護岸に占有者の係留許可を得たのちに係留することは可能とする(表 3 参照)。

表 3 変形護岸の収容能力

区間		関係市町	変形護岸の箇所数	収容能力(隻)	利用数(隻)	空き(隻)	
木曾川	右岸	0.0k~11.6k	桑名市	1	27	22	5
		19.0k~24.4k	海津市・羽島市	1	10	10	0
	左岸	0.4k~8.0k	木曾岬町	1	46	36	10
		10.0k~22.8k	愛西市	5	120	90	30
長良川	右岸	12.4k~30.2k (25.6k~27.6k除く)	海津市	10	90	10	80
	左岸	2.8k~11.8k	桑名市	11	291	196	95
揖斐川	右岸	-0.6k~16.6k	桑名市	5	263	249	14
	左岸	12.6k~26.8k	海津市	1	11	11	0

※平成 29 年 1 月時点

また、河川工事の支障となった船舶の係留を一時的に認めている変形護岸(上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷)においては、係留期間を超えても船舶の移動が十分になされていないため、占有者は計画的に是正指導を行い、平成 34 年度までに移動を完了するものとする。



## (ア) 漁船

水産業協同組合法第 2 条における漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録（漁船法第 10 条第 1 項）済みのもの。漁船登録に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認めたもの（写真 11 参照）。



十日外面変形護岸



後江変形護岸

写真 11 漁船

## (イ) 漁船以外の生業船

関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船、定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船とする。

### ・【遊漁船】

遊漁船業の適正化に関する法律第 2 条第 2 項にいう船舶で同法第 3 条第 1 項による登録を受けた遊漁船業に供するもの。

### ・【定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船】

海上運送法第 3 条第 1 項にいう海上運送事業及び内航海運業法第 2 条にいう内航運送であって係る法律の許可、届出及び登録を受けた業に供するもの。

### ・【起重機・作業船等の特殊船】

河川工事や警戒業務に従事するもの。

## (2) 変形護岸の適正な維持管理

しゅんせつや樹木伐開等の変形護岸内の維持管理は、占有者または利用者により行うものとし、具体的な内容については維持管理計画書に記載するものとする。なお、維持管理に係る費用は、原則、占有者または利用者において負担するものとする。

係留船舶が減少している変形護岸については整理・集約した後、係留船舶が存在しない変形護岸は占有廃止し、必要に応じて締め切り等を実施する(写真 12 参照)。なお、占有廃止した変形護岸については、新たな水面利用のための占有は原則行わないが、占有者の適正な管理が確実に実施される場合においてのみ、新たな占有のための協議に応じるものとする。

また、当初の占有目的以外の利用形態となっている変形護岸については、利用実態や利用ニーズ等の調査を行った上で、水上バイクの離発着場所などの新たな活用方策を検討する。



写真 12 変形護岸の締め切り(下坂手)

#### 4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用

水域利用の秩序の確立や船舶の係留・保管の適正化を図るためには、まずは、船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら、河川管理者、地方自治体、水域管理者等の関係者の責務・役割を明確にしつつ、水域利用のルールやマナーの遵守等について、船舶所有者の意識啓発活動を行っていく。

それを踏まえた上で、マリーナや漁港等の既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報を関係者間で常に共有し、プレジャーボートの既存施設への移動を支援する(写真 13 参照)。

また、新たな恒久的係留・保管施設の整備については、上記関係者に加え、民間、第三セクター等、様々な主体による整備手法が考えられることから、施設整備の必要性を整理した上で、整備主体別の事業スキーム等の基本的な検討を行う。

なお、水域のみでは係留・保管容量に限りがあることから、自宅等陸上での保管も視野に入れた適正な係留・保管に関する秩序確立等を目的とした条例の制定を検討する。



写真 13 木曾川マリーナ

#### 5. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

放置艇対策の実効性の確保又は放置等の再発防止若しくは予防を図ることを目的として、関係機関と調整しつつ、船舶など河川管理者が指定したものを「みだりに捨て又は放置すること」を、木曾三川下流部全川を対象に禁止し、禁止行為を実施したものには罰則を適用するために、河川法施行令に基づく放置禁止指定を平成 30 年度中に行い、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」(H25.5:国土交通省・水産庁)の目標年次である平成 34 年度までに放置艇ゼロを目指す。

## 不法係留船対策に係る年次計画

「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 2 月 12 日建設省河川局長通達）に基づく計画を以下のように定める。

計画については、協議会において進捗状況や課題を確認し、関係機関と連携を図りながら実施及びフォローアップを行う。

### 1. 重点的撤去区域の設定状況

重点的撤去区域を、洪水・津波・高潮による災害発生時の河川管理施設への被害防止、舟運利用の保全、河川環境の保全等の観点から設定している。

第 1 次計画で設定した以下の区域を、引き続き重点的撤去区域とする。

- ①平成 26 年 4 月 14 日公示 海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近）  
（揖斐川左岸 13.6k 付近から 14.6k 付近）
  - ・ 治水神社等の歴史的建造物や、国の史跡である千本松原が隣接した良好な水辺空間であり、景観の阻害や一般公衆の自由な水辺利用の妨げとなっている。
- ②平成 24 年 4 月 11 日公示 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路  
（木曾川右岸 10.4k 付近から 12.6k 付近）
  - ・ 木曾川水路は重要文化財である船頭平閘門の接続水路であり、洪水時の船舶流出による施設への損傷が懸念される。
  - ・ 木曾川水路における航路の阻害となっている。
  - ・ 西川地先は洪水時の水衝部にあたるため、船舶の流下が懸念される。
- ③平成 23 年 6 月 22 日公示 ケレップ水制群（木曾川右岸 14.0k から 24.4k 付近）
  - ・ 洪水時の船舶流出によるケレップ水制群（土木遺産）への損傷が懸念される。
  - ・ ケレップ水制間に形成された良好なワンド環境の悪化が懸念される。

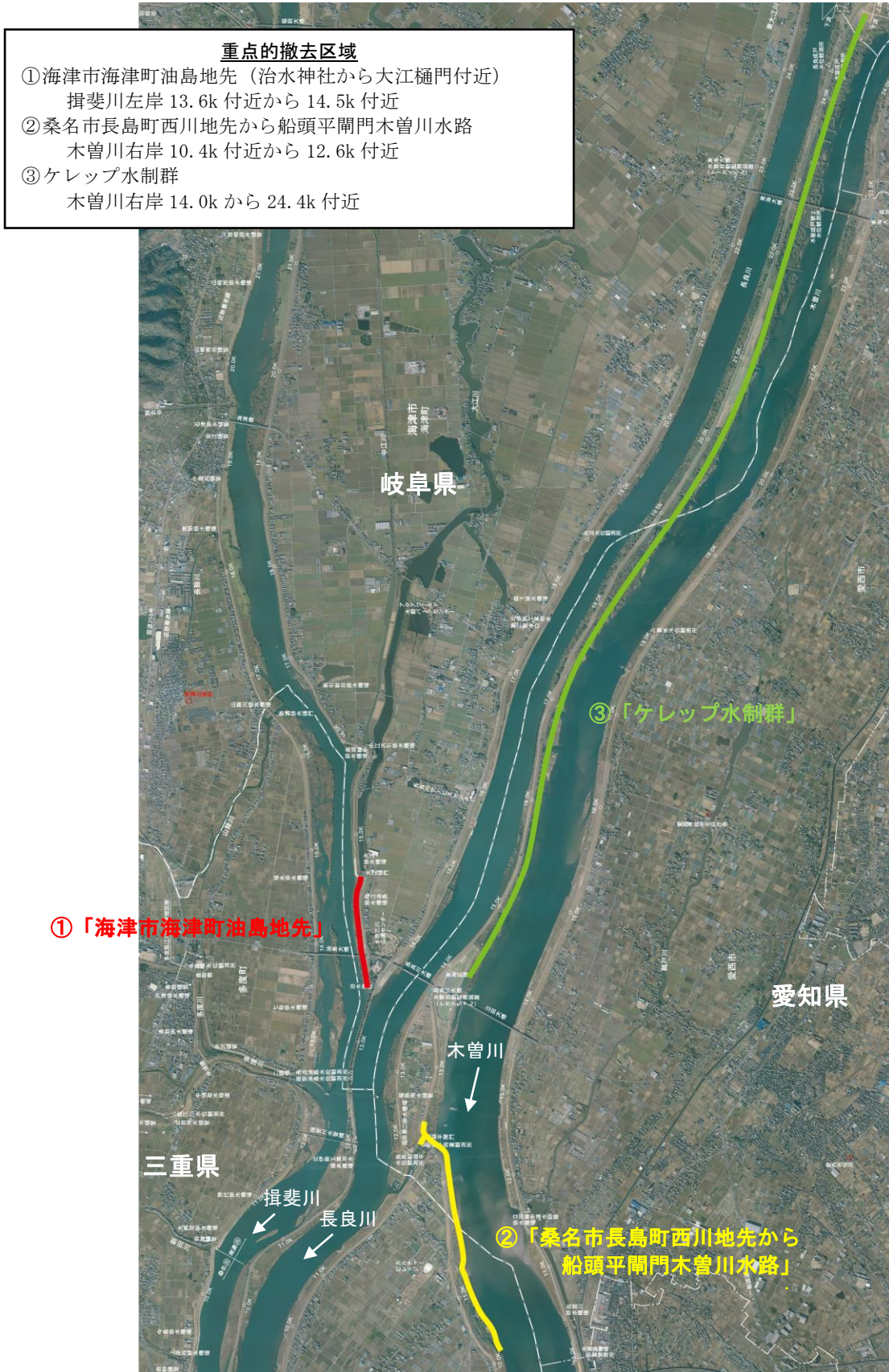


図 8 重点的撤去区域の位置図

## 2. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

強制的な撤去措置実施年度は、不法係留実態、措置の周知及び準備期間等を鑑み下記のとおりとする。

- ①平成 30～34 年度 海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近）  
（揖斐川左岸 13.6k 付近から 14.6k 付近） 船舶数約 50 隻
- ②平成 30～34 年度 桑名市長島町西川地先から船頭平開門木曾川水路  
（木曾川右岸 10.4k 付近から 12.6k 付近） 船舶数約 35 隻

平成 30 年 2 月 20 日策定